

高知しごとネットの運営に係る掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、求人求職情報等ホームページ「高知しごとネット(以下「ネット」という。)」の掲載について、ネットの運営の円滑化及び適正化を図るための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(掲載機関等)

第2条 ネットの「仕事を探したい方へ」のページに掲載する機関等は、「職業紹介事業所等」、「就職情報提供事業所」及び「求人情報等サイト運営機関等」のうちネットへの掲載を希望した機関等とする。

ただし、掲載希望機関等の求人情報等の中に県が適当でないと判断したものが含まれる場合は掲載しないものとする。

2 ネットの「就職の相談をしたい方へ」のページに掲載する機関等は、「職業相談機関等」のうちネットへの掲載を希望した機関等とする。

ただし、掲載希望機関等のホームページ掲載内容の中に県が適当でないと判断したものが含まれる場合は掲載しないものとする。

3 ネットの「就職に役立つ資格等を取りたい方へ」のページに掲載する学校は、「専修学校等」のうちネットへの掲載を希望した学校とする。

ただし、掲載希望校のホームページ掲載内容の中に県が適当でないと判断したものが含まれる場合は掲載しないものとする。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職業紹介事業所等とは、職業安定法(昭和22年法律第141号)に規定された「公共職業安定所」、「有料職業紹介事業の許可を受けた者」、「無料職業紹介事業の許可を受けた者」、「無料職業紹介事業の届出をした特別の法人」及び「無料職業紹介事業の届出をした地方公共団体」をいう。

(2) 就職情報提供事業所とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号までに規定された風俗営業、第5項に規定された性風俗関連特殊営業及び第11項に規定された接客業務受託営業を除く求人情報等を提供する事業所」をいう。

(3) 求人情報等サイト運営機関等とは、「国、地方公共団体、地方公共団体が立ち上げた雇用創出促進協議会及び各都道府県支部が無料職業紹介事業の許可を受けた全国組織の団体の中で求人情報等の無料サイトを運営する機関等」をいう。

(4) 職業相談機関等とは、「国又は地方公共団体のうち職業相談を行っている機関」、「国又は地方公共団体から職業相談事業等を委託された団体」、「地方公共団体が立

ち上げた雇用創出促進協議会から職業相談事業等を委託された団体」をいう。

(5) 専修学校等とは、「高知県立高等技術学校」、「高知県立看護専門学校」、「高知県内で職業能力開発促進法に規定する高度職業訓練を実施する学校」及び「高知県が認可した私立専修学校」をいう。

(新着情報)

第4条 ネットの「新着情報」のページについては、「国、地方公共団体が主催する企業合同面接会等」及び「県の共催又は後援の下、民間団体、企業が主催する企業合同面接会等」を掲載することとする。

2 前項の規定にかかわらず、県内雇用情勢の改善に著しく寄与すると認められる事業については、「新着情報」のページに掲載することとする。

(申請手続)

第5条 ネットへの機関等の掲載を希望する者は、別記第1号様式に必要事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。

2 ネットへの新着情報の掲載を希望する者は、原則として、事業開催の14日前までに別記第2号様式に必要事項を記載のうえ、知事に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、ネット作成前に、あらかじめ雇用労働政策課長のネット掲載希望調査を受けて、掲載を認められた者は申請手続が免除される。

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、雇用労働政策課長がその内容を審査し、適当と認めるときは別記第3号又は第4号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。ただし、第4条第2項により承認する場合、雇用労働政策課長は商工労働部長の決裁を受けるものとする。

(掲載内容の変更等)

第7条 ネット掲載中の「職業紹介事業所等」、「就職情報提供事業所」、「求人情報等サイト運営機関等」、「職業相談機関等」及び「専修学校等」(以下「ネット掲載中の機関等」という。)の責任者は、当該機関等の掲載内容に変更があったときは、変更内容についてすみやかに届け出なければならない。

2 ネット掲載中の機関等の責任者は、当該機関等を閉鎖又は廃業、若しくは廃校したときは、すみやかに届け出なければならない。

3 ネット掲載中の機関等の責任者は、当該機関等のネット掲載を中止したいときは、すみやかに届け出なければならない。

4 新着情報のネット掲載を認められた者は、申請時の事業計画を変更しようとするときは、すみやかに当該変更内容について届け出なければならない。

5 新着情報のネット掲載を認められた者は、申請時の事業計画を中止しようとするときは、すみやかに届け出なければならない。

(掲載情報の削除)

第8条 前条第2項、第3項及び第5項の届け出があったときは、該当機関等の情報を削除するものとする。

2 ネット掲載中の機関等が法令違反を犯したときは、該当機関等の情報を削除するものとする。

3 ネット掲載中の機関等の情報を利用した県民から苦情があり、該当機関等に重大な過失があるときは、該当機関等の情報を削除するものとする。

4 その他掲載情報を削除する相当の理由があると県が判断したときは、該当機関等の情報を削除するものとする。

附則

この要領は、平成21年1月27日から施行する。

第1号様式

「高知しごとネット（機関等）」掲載申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

住所
機関等名

代表者



「高知しごとネット」の運営に係る掲載取扱要領第5条第1項の規定に基づき、同ネットへの掲載を申請します。

機関等の名称	
所在地	
電話番号	
ホームページアドレス	http://www. ----- ※「相互リンク設定」の場合のみリンクを張ります
掲載希望ページ	----- ※「仕事を探したい方へ（仕事さがし）」、「就職の相談をしたい方へ（就職相談）」、「就職に役立つ資格等を取りたい方へ（資格等取得）」のいずれかを記載してください
「仕事さがし」の場合は「職業紹介事業所の届出の有無・その他」を、 「就職相談」の場合は「相談対象者」を、 「資格等取得」の場合は「学校の紹介文」を記載	
「仕事さがし」の場合は「取扱職業・その他の特記事項」を、 「就職相談」場合は「相談内容等」を、 「資格等取得」の場合は「受験科目等」を記載	

第2号様式

「高知しごとネット（新着情報）」掲載申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

住所
機関等名

代表者



「高知しごとネット」の運営に係る掲載取扱要領第5条第2項の規定に基づき、同ネットへの掲載を申請します。

事業の名称	
開催日時	
開催場所	
開催の目的	
事業の内容	
参加対象者	
主催者	
県の共催、後援の有無	
参加料	
チラシの有無	※PDFファイルがある場合は提出してください
その他	

第3号様式

番
平成 年 月 日

様

高知県知事 印

「高知しごとネット（機関等）」掲載の承認について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった「高知しごとネット」への機関等掲載については承認します。

今後、掲載内容に変更等があったとき、掲載を中止したいときは、すみやかに届け出てください。

第4号様式

番
平成 年 月 日

様

高知県知事



「高知しごとネット（新着情報）」掲載の承認について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった「高知しごとネット」への新着情報掲載については承認します。

今後、掲載内容に変更等があったとき、掲載を中止したいときは、すみやかに届け出てください。